

申込みの無効・失格

次のような場合は申込みを無効・失格とします。

①	申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員である場合。
②	重複申込みをしたとき。 ・1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とする。）で2通以上申込みされたとき。 ・また、申込者又は同居しようとする方として申込書に記載のある方は、他の世帯で申込みすることはできません。
③	申込書等に不正の記載があったとき。
④	必要事項が記載されていないとき。
⑤	申込資格がないとき。
⑥	友人等の寄合世帯や世帯を不自然に分割して申込みがあったとき。 次のような申込みは、原則としてできません。 （例1）夫婦どちらか一方のみによる申込み。 （例2）兄弟姉妹で申込み。（両親の死亡の場合や、今回入居しようとする方全員が単身資格要件を満たしている場合を除く） （例3）祖父母と扶養関係のない孫との申込み。 （例4）おじ・おば・甥・姪・いとこ等との申込み。 （例5）今回入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれている場合の申込み。
⑦	申込書に記載した方全員が同時に入居できないとき。 申込後、同居しようとする親族の変更（死亡・出生の場合は再審査を行います。）はできません。婚約者が変わったときも同じです。
⑧	指定された期日までに、審査必要書類の提出がないとき。